



2026 年 10 月 23 日

各 位

会 社 名 鹿島建設株式会社
代 表 者 代表取締役社長 桐生 雅文
(コード番号 1812 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 総務管理本部総務部長 大岩 男也
(TEL. 03-5544-1111 (代表))

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、2026 年 9 月 15 日付適時開示「独占禁止法違反事件における決定（上告審）について」にて公表のとおり、東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線に係る建設工事に関する独占禁止法違反事件（刑事事件）の有罪判決確定に伴い、本日、国土交通省関東地方整備局から建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業停止処分を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件に関しましては、株主の皆様、お取引先様をはじめ関係者の皆様に、多大なるご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、今回の処分を厳粛に受け止め、役員・従業員一同、コンプライアンスの一層の徹底を図り、信頼回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

全国における土木工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

2. 期間

2026 年 11 月 7 日から 2027 年 3 月 6 日までの 120 日間

以 上